

安全保障を語る

(野村成次撮影)

上

集団的自衛権の行使を一部容認する憲法解釈変更が閣議決定されたが、その内容に非常に満足している。明確な歯止めを求める公明党に譲りすぎたのではないかという人もいるが、憲法9条がある限り、世界各国で認められるような「フルサイズ」の集団的自衛権は日本では認められないのだから…。

閣議決定の趣旨は、国の存立を全うし、国民の権利を根底から覆すことを防ぐための必要最小限度の集団的自衛権しか行使できないということだ。全面的な集団的自衛権の行使を認めるには憲法改正しかない。

自民、公明両党の与党協議で議論のベースになつたのは昭和47年の政府見解だ。そこには、国民の権利が根底から覆される急迫不正の事態に対処するために自衛の措置は認められることある。閣議決定でも、その法理は全く変わってい

北側氏の貢献大きい

閣議決定文には武力行使の新3要件が盛り込まれているが、武力行使に歯止めをどうかけるかの議論では、公明党の北側「雄副代表の貢献は非常に大きかった。政府側は内々に新3要件を作つていったが、そこには「国民の権利を根底から覆す」といった歯止めの文言は入つていなかつた。

北側さんは「高村さんは今までの法理は継承すると言つたじゃないか。なぜ抜いたのか」と迫ってきた。私は「それはそうだ」と安倍晋三首相のところに行つて、「その文言を入れますよ」といつて了解を得た。

歴史に耐えうる抑止力整備



誤解多い「自公の溝」

よく自公で溝があるといわれるが、誤解が多い。例えば北側さんは「機雷が敷設されたからといって、ただちに國

一レーン」の機雷掃海活動。北側さんは「機雷が敷設されたからといって、ただちに國民の権利を根底から覆す明らかな危険があるとはいえない」というが、私の「（活動も）視野に入る」という言葉と矛盾しない。機雷がまかれて

も、新3要件に該当しなければできないのだから。自衛隊も日米安保も、今ではかなりの国民が支持している。一部メディアは不安をあげるが、これまで歴史の審判に耐えたのは、不安をあおつた側ではなく、抑止力を整備した。行使への縛りが国民に説明しなければならない。大切なのは、閣議決定を

しても、法改正をしなければならない。大体なのは、閣議決定を

（水内茂幸、力武崇樹）